

人権教育の指導方法等の在り方について
[第三次とりまとめ]

～ 実 践 編 ～

人権教育の指導方法等に関する調査研究会議

實 踐 編

実 践 編
目 次

この資料の活用にあたって	1
学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等	3
1. 人権尊重の精神に立つ学校づくり	3
参考：人権が尊重される授業づくりの視点例	3
参考：人権が尊重される人間関係づくり・雰囲気づくりのための環境整備の取組	5
2. 全体計画及び年間指導計画	7
(1) 全体計画	7
参考：全体計画の見直し等に当たっての留意点	7
事例1：全体計画の構成例	8
(2) 年間指導計画	10
参考：年間指導計画充実のための留意点	10
事例2：年間指導計画の作成例	11
3. 学校としての取組の点検・評価	12
参考：学校における人権教育の推進体制に関するチェックポイント	12
事例3：点検・評価アンケートの項目(教員向け/児童生徒向け/保護者等向け)	13
4. 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携	16
(1) 家庭・地域との連携の取組	16
参考：家庭・地域との連携推進のポイントと様々な推進方策	16
〈視点〉中学校区を単位とする連携	17
事例4：地域の高齢者宅訪問の取組	18
事例5：「あいさつの日」の実践を通じた家庭・地域との相互理解促進の取組	19
事例6：人権ポスター市内掲示の取組	20
(2) 関係機関との連携の取組	21
参考：関係機関との連携の例	21
事例7：福祉関係施設等における交流・ボランティア体験の取組	22
(3) 校種間の連携の取組	23
参考：保・幼・小・中・高等学校間の連携	23
事例8：幼稚園を中心とした校種間の連携の取組	25
事例9：特別支援学校との交流の取組	26
人権教育の指導内容と指導方法	27
1. 指導内容の構成	27
(1) 人権に関する知的理解に関わる指導内容	27
事例10：人権概念を明確にする指導	27
事例11：人権についてのイメージを育てる指導	29
(2) 人権感覚の育成に関わる指導内容	30
事例12：聴く技能を育てる指導	30
事例13：イマジネーション能力を育てる指導	31

事例14:感受性を高める指導	32
事例15:建設的な問題解決法についての指導	33
2.効果的な学習教材の選定・開発	34
事例16:地域の教材化	34
事例17:外部講師の講話の教材化/生命の大切さに関する教材	35
事例18:同世代の児童生徒の書いた作品の教材化/生命の大切さに関する教材	36
3.指導方法の在り方	37
参考:人権教育の効果的な指導のための方法と技術	37
グループ活動を効果的に進めるテクニック	37
ディスカッション技能を発達させるための方法と技術	40
(1)児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫(「協力的」、「参加的」な学習の取組)	42
事例19:地域の人々からの聞き取りを通じて、地域の課題を発見し、自分たちで きることをさがす取組(グループで調べる学習の取組)	42
事例20:自分を見つめ、自分の夢について調べ、発表する取組	43
事例21:学級における協力的な人間関係づくりと自主的なルールづくりの取組	44
参考:児童生徒の自主性を尊重した指導展開のポイント	45
(2)「体験」を取り入れた指導方法の工夫	47
事例22:交通安全ウォークキングを通じた高齢者との交流体験の取組	47
事例23:保育所・幼稚園との交流と保育実習体験の取組	48
事例24:一人暮らしや体の不自由な高齢者との交流・ボランティア体験の取組	49
事例25:達人・名人への弟子入り修行体験の取組	50
参考:体験的な活動を取り入れた指導のポイント	51
(3)児童生徒の発達段階を踏まえた指導方法の工夫	52
事例26:幼児期における取組	52
事例27:小学校低学年における取組	53
事例28:小学校高学年における取組	54
事例29:中学校における取組	55
参考:プライバシー保護と個人データ流通についての原則	56
事例30:高等学校における取組	57
【資料】「やさしい言葉で書かれた世界人権宣言」	58
教育委員会及び学校における研修等の取組	69
1.総合的かつ計画的な施策の推進と推進体制の整備	69
参考:教育委員会の人権教育推進方針・計画に盛り込む事項例	69
参考:学校に対する人権教育推進状況調査の項目例	70
2.各学校の成果に関する情報の発信	71
(1)学校への発信・普及	71
事例31:先進的な取組を推進している学校に対する研究指定	71
事例32:実践事例集・指導資料、学習プログラムの作成・配布	72
(2)家庭・地域への発信・普及	74
事例33:広報誌の人権教育の月別連載記事	74
事例34:「家庭教育の手引き」における人権教育の視点の反映	75

3. 効果的な研修プログラムの例	78
(1) 内容別・目的別の研修	78
) 人権尊重の理念の基礎・基本の理解を図る研修(児童生徒理解、人間関係づくり等の基本を学ぶ)	78
事例35:子どもたち同士の対立の解決方法を考えさせる指導案づくりの研修 (子どもたちがつながる - どうするか考えてみよう)	78
事例36:児童生徒の人間関係づくりを促進するための指導方法の研修 (子どもたちがつながる - 今どんな気持ち?)	79
参 考 : 児童生徒理解・集団づくりに関する研修のテーマ例	80
参 考 : 授業等で配慮したいポイント例(人権尊重の視点から)	81
) 人権尊重の課題について認識を深める研修(知識理解を深める)	82
事例37:人権教育への取組姿勢を主体的にするための個人人権課題等に関する研修 ~ 教育委員会における研修の進め方 ~	82
) 人権尊重の理念を確実に身に付ける研修(人権感覚を磨く)	83
事例38:人権感覚を培う参加体験型グループ研修	83
(2) 教職員のライフステージに応じた研修	85
事例39:ライフステージに応じた総合的な研修計画	85
事例40:家庭や地域等との連携によるライフステージに応じた教員研修の全体構想	86
(3) 学校と地域等が一体となって行う研修	87
事例41:教員を地域の人権教育指導者として養成し、活用する研修	87
事例42:人権週間に合わせた研修の機会の設定	88
4. 学校における系統的・計画的な研修の推進	90
事例43:学校における年間研修プログラムの作成	90

この資料の活用にあたって

「指導等の在り方編」においては、人権教育の指導方法等の在り方に関する指針として、第 4 章で、人権教育とは何かについての考え方を整理するとともに、第 5 章では、「学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等」、「指導内容と指導方法」及び「教育委員会及び学校における研修等の取組」についての理論を提示している。「在り方編」のとりまとめにあたっては、指導方法等のまさに「在り方」を語ることに主眼を置いており、指導方法等の改善・充実のための方策（ノウハウ）に関しては、概ね、基本的な方法論を提示するのみに止めている。

しかしながら、「在り方編」で示した理論等が、十分理解され、具体的な実践へと結び付くようにするためには、当該理論に沿った実際の取組イメージが明確になるような事例等の情報を、別途、提供することが必要となる。そこで、「在り方編」の理解を助け、「在り方編」と対をなすのものとして、人権教育の実践事例等を取りまとめた「実践編」を公表することとしたものである。

「実践編」においては、「在り方編」の中では収録できなかった、改善・充実のための具体的なポイント等に関する参考情報を掲載するほか、応用可能性に富むと思われる43の取組事例を新たに収集し、「在り方編」第 4 章の記述に対応する形で提示している。

紹介する事例は、いずれも「在り方編」で示した理論を、学校・教育委員会において実践する取組例として位置付けられるものであり、「在り方編」の内容等も併せ参照しながら、有効に活用されたい。

なお、人権教育の取組を効果的に進めていくためには、個々の学校等ごとの多様な実態を踏まえた対応が必要となるものであり、無論のことながら、本編のねらいも、各事例の取組を、形式的・マニュアル的になぞらせることにあるのではない。

こうした観点から、事例の活用にあたり、特に留意してほしい事柄として、以下の点を挙げておきたい。

- (1) 各学校等で本編の事例を基にした活動を行う際には、ただ単に事例を取り入れればよいというのではなく、年間指導計画等に照らしてしるべき位置付けをした上で、見直しをもって取り組んでいただきたい。そのためにも、事例については、それぞれの趣旨や意義について十分探究し、理解した上で活用されるよう期待したい。
- (2) 本編において採り上げた事例は、多様な応用可能性を持つものであり、各学校の教育目標等に応じより効果的に取り組めるよう、適宜、内容の追加・修正、方法のアレンジなどを加えながら、弾力的に活用いただきたい。
- (3) 本編の事例は、特定の人権課題を想定せずに集めたものであるが、そこで使われている手法等の多くは、普遍的アプローチからの学習に限らず、様々な個別的人権課題の学習においても有効に活用できるものと考えている。各学校においては、本編の事例が示す手法を、必要に応じ、個別的人権課題の学習にも当てはめて適用するなどしながら、幅広く活用いただきたい。

本資料が、各学校・教育委員会の創意工夫により、さらに発展的に活用され、人権教育のより一層の充実が図られるよう、期待するものである。

所要時間についての目安

本資料中の事例における「所要時間」の目安は、次の分類による。

- 短； 1日の中の連続した授業時間等の中で実施が可能なもの(概ね2・3時間程度まで)
- 中； 事前・事後学習が必要となるものも含め、2日以上 of 授業日を使って取り組む必要があるもので、その期間が長期にわたらないもの(概ね10～12時間程度まで)
- 長； 事前・事後学習が必要となるものも含め、2日以上 of 授業日を使って取り組む必要があるもので、その期間が長期にわたるもの(概ね10～12時間を超える程度)

学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等

1. 人権尊重の精神に立つ学校づくり

参考：人権が尊重される授業づくりの視点例

人権教育の推進に当たり、日々の授業における活動の一つ一つが、人権尊重の雰囲気醸成する上で重要な要素となる。授業の実施に際し、教員は、児童生徒の感情や考えをあせらず、あわてず、最後まで聴く姿勢を持つとともに、児童生徒の言葉や行動の内容の是非を性急に判断するのではなく、その背後にある心情や意味を理解するよう心がける必要がある。取り扱う学習内容や指導方法の特性については、予め十分把握するとともに、授業中には、児童生徒の発言や活動の様子を観察し、学習過程でのつまずきに伴う不安を受容して解決の見通しを示すなど、常に、受容的・共感的な姿勢・態度で接することが求められる。さらに、児童生徒が有用感・成就感を実感できるよう、互いのよさや可能性を認め合う活動を意図的に仕組んでいくことも大切である。

以下に示すのは、人権教育の視点に立った授業の工夫を進めていく際の、主な視点の例である。

人権が尊重される授業づくりの視点例

視 点	ね ら い	ポ イ ン ト ・ 留 意 点
自己存在 感を持た せる支援 を工夫す る。	「授業に参加 している」とい う実感を持た せる。	学習内容や活動に応じた座席の工夫や発問・応答のパターンの工夫を行う。 児童生徒の既習事項や生活体験、興味・関心等を把握し、様々な視点から解決できるように課題設定の工夫を行う。 児童生徒の学習意欲や習熟の度合いを把握し、課題(教材)を複数準備したり、ヒントカードを与えたりする。 結果にこだわらず、思考過程や学習過程を認める。
	「自分が必要 とされている」 という実感を 持たせる。	意図的な指名等、一人一人が活躍する場や課題を工夫する。 自由な発想や方法が認められたり、自己選択できる場を工夫する。 互いの発言を最後まで聴く習慣や誤答を大切にすることを身に付けさせる。 協力して活動できる場を工夫し、互いの考えや方法のよさに気付かせる。
	教師自身が一 人一人を大切 にする姿勢を 示す。	一人一人の名前を呼び、目を見て話す。話をよく聴く。 発言しない児童生徒に配慮するとともに、適切な支援を行う。 承認・賞賛・励ましの言葉をかけ、個に応じた改善課題や改善方法を示す。
共感的人 間関係を 育成する 支援を工 夫する。	「自分が受け入 れられている」 と実感できる雰 囲気をつくる。	「誰にでも失敗はある」、「誰もがよさや弱さを持っている」という認識に立って、互いを尊重し合う人間関係づくりを行う。 一人一人が自由に発言できる雰囲気づくりを行う。 教師の意図と異なる考えを抑圧したり切り捨てたりしない。
	「共に学び合 う仲間だ」と実 感できる雰 囲気をつくる。	他者の発言や作品のよさに気付き、学ぼうとする態度を育てる。 自分の考えと異なる意見や感情を拒絶せず、それを理解する技能を育てる。 他者の気持ちや立場を考えて自分の言動を選択・構成する態度を育てる。 互いの役割や責任を認め合う態度を育てる。

自己選択・決定の場を工夫して設定する。	学習課題や計画を選択する機会を提供する。	<p>発達段階に応じて、複数の学習課題の中から自分にあった課題を選択する機会を設定する。</p> <p>発達段階に応じて、学習の見通しをもって計画を立てるための支援を行う。</p>
	学習内容、学習教材を選択する機会を提供する。	<p>児童生徒の実態を踏まえて多様な教材・教具を準備し、選択の幅を与える。</p> <p>自分の習熟の度合いや興味・関心に基づいて、教材・教具を選択できる場を設定する。</p>
	学習方法を選択する機会を提供する。	<p>児童生徒の実態を踏まえて児童生徒の実態や学習内容に応じた学習方法を提示し、選択の幅を与える。</p> <p>課題解決のための情報や資料を準備し、その活用方法について適宜助言する。</p> <p>ワークシートやノート整理の方法、学習内容のファイルの仕方を助言する。</p>
	表現方法を選択する機会を提供する。	<p>児童生徒の実態を踏まえて多様な表現方法を提示し、選択の幅を与える。</p> <p>考えをまとめるための多様な学習ノートを準備する。</p> <p>相手や内容に応じた表現ができるよう、多様な表現スキルを提示する。</p>
	学習形態や場を選択する機会を提供する。	<p>児童生徒の実態や学習内容に応じた学習形態や活動の場を多様に提示し、選択の幅を与える。</p> <p>自分の課題や方法に基づいて活動内容や場所を選択する機会を設定する。</p>
	振り返りの方法を選択し、互いの学びを交流する機会を提供する。	<p>児童生徒の実態や学習内容に応じた学習成果のまとめ方を多様に提示し、選択の幅を与える。</p> <p>自他の学習課題や解決方法、学習の仕方やまとめ方等を振り返って交流する時間を設定し、他者の成果に学ぶとともに、今後の学習課題や方法について選択・決定できる場を工夫する。</p>

参考：人権が尊重される人間関係づくり・雰囲気づくりのための環境整備の取組

人権尊重の精神に立つ学校づくりは、教科等指導、生徒指導、学級経営など、学校における教育活動全体を通じて進めていくべきものであり、そのための取組は、授業をはじめとした「学習活動づくり」とともに、人権が尊重される「人間関係づくり」、「環境づくり」として、推進していく必要がある。

人権尊重の「環境づくり」は、学校全体の雰囲気そのものにかかわるものであり、こうした雰囲気は、教職員の日常的な言動の在り方や、教職員と児童生徒の間、児童生徒同士の間の人間関係の在り方等によって形作られるものであるが、同時に、校内において、人権尊重の雰囲気を積極的に醸成するために、人権をテーマとした様々な取組の工夫を行うことも、環境づくりの取組として有効である。

さらに、日々の学級経営においては、教室が、安心して過ごせ、学べる場となるよう、人権尊重の視点に立った教室環境の整備に努めることが重要である。

人権尊重の視点に立った校内環境づくりの取組例

取 組	内 容
「人権コーナー」等の設置	校内や教室内に「人権コーナー」等を設置し、児童生徒や来訪者が、いじめや差別のない人権が尊重される学校・学級づくりの必要性について考えることができるようにする。また、児童生徒の作品を展示する場合は、作品に教員や友だちの評語を付けたり、本人のコメントを付けたりするなどして、肯定的なセルフイメージの高揚や、児童生徒間の相互理解の促進を図る。
人権啓発作文・標語・ポスターの作成・掲示	人権週間等に合わせて、人権啓発に関する作文や標語づくり・ポスターづくり等を行うとともに、その作品を校内に掲示し、人権尊重の雰囲気の醸成を促進する。
人権集会・人権学習発表会等の開催、学習成果の発信	全校集会や学年集会等で、児童生徒が、他学年・学級の児童生徒や保護者、地域の人々に学習活動の成果を発表する機会を設ける。また、「学校だより」、「学級通信」、「PTA新聞」等を通して、人権学習の成果を校内外に発信する。これらを通じ、人権教育の取組に対する学校内外の理解を促進する。

人権尊重の視点に立った教室環境づくりの視点と取組例

取 組	内 容
人間関係を深め、安心して生活・学習ができる場づくり	<p>前面に、学級目標(目指す子ども像)を掲示する。また、それを児童生徒の自画像で囲むなどして、一人一人の帰属感を高める。</p> <p>「学級の歴史」コーナーを設置し、一人一人が学級づくりに参画している実感を持たせる。</p> <p>「今月の誕生日」、「私の好きな言葉」、「本や音楽の紹介」等のコーナーを設け、児童生徒の相互理解や交流を深めるきっかけとする。</p> <p>学級組織(係)ごとのコーナーを設け、学級への願いや要望、よりよい学級生活をつくるための問題提起を行う。</p> <p>「気持ちを表す言葉」、「聞き方・話し方のスキル」など、コミュニケーションを円滑にするための手がかりとなるポスターを示す。</p> <p>学習で使ったものや学習内容の要点を示す掲示物を貼り出し、学習内容の振り返りや、課題解決のヒントとして活用する。</p> <p>いつでも活用できるように、辞書や事典類を常備しておく。</p>

	<p>学習の成果物(作品等)を掲示する。その際、児童生徒自身の解説や評価(自己評価、他者評価)、教師の評語を添え、達成感や有用感、肯定的なセルフイメージの形成を図る。</p>
<p>課題意識を高める場づくり</p>	<p>児童生徒に話題を提供したり、問題意識を喚起するような情報を教師が意図的に掲示する。</p> <p>学習内容に沿ったクイズやコラムなどを掲示したり、児童生徒が関心を持った時事的・社会的な情報を掲示する「切り抜きコーナー」を設置したりして、日常の学習を広げたり、学習課題設定のきっかけにしたりする。</p>
<p>発見の喜びを味わえる場づくり</p>	<p>児童生徒が集めた情報の中から、喜びや感動、疑問や怒りを感じたことを級友に知らせるコーナーを設置し、帰りの会等で発表させる。</p> <p>小動物や昆虫、植物の飼育・栽培活動を通じ、生き物の成長の過程に直接触れさせ、発見したり、疑問を持ったりしたことを記録・発表させる。</p>
<p>創造する喜びを味わえる場づくり</p>	<p>児童生徒が共同作業をすることのできる作業台(広めの机)を設置したり、筆記具・文房具を常備したりして、自発的・創造的な協働作業を促す。</p> <p>詩や絵などを自由に発表することのできるコーナーを設置する。</p>

2. 全体計画及び年間指導計画

(1) 全体計画

参考：全体計画の見直し等に当たっての留意点

各学校における人権教育の全体計画及び年間指導計画は、校長のリーダーシップの下、人権教育担当部(担当者)等においてその見直し・策定方針の検討を行い、これが提示された後に、運営委員会など各校務分掌組織等の代表が参加する場で、具体的な課題案の設定や関係分掌間の連絡・調整等を行い、さらに、各学年ごとの年間指導計画の作成、人権教育担当部によるとりまとめ、職員会議における共通理解などのプロセスを経て、策定されることになる。

全体計画の見直し(策定)に当たっては、校種、学校や地域の実態等を踏まえ、各教科等の教育課程全体の中での整合を図ること、交流活動や体験活動など児童生徒が主体的に参加できる取組を取り入れることが重要である。

以下は、全体計画の充実を図る観点から留意すべき点である。

全体計画充実のための留意点

重点目標や実践的課題は肯定的な表現を用いている。

児童生徒の発達段階に即した学年別目標が設定され、目指す児童生徒の姿が明確にされている。

児童生徒への取組だけでなく、教職員、家庭、地域の人権意識を高める取組が盛り込まれている。

児童生徒の実態、家庭・地域の教育ニーズ、社会的要請、教職員の願い等を踏まえた検討がなされている。

関連法規や教育行政施策の動向等を踏まえた内容となっている。

学校の教育目標と人権教育目標との関連が明確になっている。

人権に関する重要課題への取組が、学校や地域の実情に応じたもの(より身近な課題への取組)として示されている。

交流活動や体験活動など児童生徒が主体的に参加できる取組が組み込まれている。

コミュニケーション力や共感力等の育成(豊かな人間関係づくり)など人権感覚を育成する視点が示されている。

各教科等における人権教育とのかかわりを考慮した教育活動が示されている。

校内における研究推進体制、家庭・地域、関係機関との連携、校種間の連携を工夫している。

全教職員が人権教育の意義やねらいを共通理解して作成している。

年度ごとに、全体計画の点検・評価、見直し(改善)を行う。

事例1 : 全体計画の構成例

目標の体系化による全体計画の構成例

市民憲章等 高齢者や子どもをいたわり、共に助け合う住みよい町づくり	学校の教育目標 自他を大切にする生徒(児童) 思いやりのある生徒(児童) すすんで学ぶ生徒(児童)	[] 「学校の教育目標」は、憲法、教育基本法、学校教育法等の趣旨、児童生徒や家庭・地域の要望・期待を踏まえて設定する。 教員としての目標であるとともに、児童生徒の目標ともなる。
市における人権教育の重点目標 豊かな人間性の育成 男女共同参画社会の実現 人権問題の解決 [] 市町村の人権教育目標など、地域における人権問題に関する施策や目標等との関係を明示する。	人権教育の目標 [基本目標] 人権に関する知的理解の深化 人権感覚の育成 [重点目標] 安心して学び合える学習環境の整備 とともに学び合う関係づくり 対話の力の育成 自他の人権を尊重する態度の育成	[] 「学校の教育目標」や市町村の人権教育目標などを踏まえ、自校における人権教育の「基本目標」、「重点目標」を設定する。 「基本目標」において、一般的な目標を提示するとともに、「重点目標」においては、各学年や各教科等の目標などとの関連・対応も念頭に置きつつ、学校全体としての目標をより具体的に設定する。
	学校経営の重点目標 いきいきとした学校生活の実現を図る 学ぶ意欲を高める 健全な規範意識を育む 人権尊重の精神を培う 地域とともにあゆむ	[] 「学校経営の重点目標」は、対外的に学校の特色を説明する内容になっていることが必要である。
	学級経営の目標 なかよく助け合える学級 違いを認め合える学級 とともに学び合える学級	[] 「人権教育の重点目標」との関連を踏まえつつ、すべての学級において共通に目指すべき「学級経営の目標」を設定する。

各学年の重点目標		
低学年(1年) 誰とでも仲良くする	中学年(2年) 相手の立場に立つ	高学年(3年) 自他の人権を尊重する
[] 児童生徒の発達段階に応じた重点目標を記載する。		

各教科等における目標			
国語	教材を通して人間としての生き方についての考えを深める。	外国語	表現力やコミュニケーション能力を育成する。
社会	人権問題を正しく理解する。	情報	人権に配慮して情報を主体的に活用しようとする態度を育てる。
数学	論理的思考や合理的な考え方を養う。	道徳	差別や偏見に気付かせ、人間尊重の精神を育てる。
理科	科学的な見方や考え方、自然や生命を愛する心情を育てる。	特別活動	学級活動、生徒会活動、クラブ活動、学校行事において、望ましい集団活動や人間関係について体験を通して学び、自他を尊重し社会に貢献する姿勢を養う。
生活	身近な人々とのかかわりに関心をもつ。	総合的な学習の時間	教科横断的な内容の学習や体験的活動を通して、課題を解決するための実践的行動力や豊かな人間性を養う。
音楽	合奏や合唱を通して豊かな感性を育てる。		
美術	表現活動や鑑賞活動を通して豊かな感性を育てる。		
保健体育	協調性・連帯性を育てる。		
技術・家庭	よりよい家庭生活の在り方に気付き実践する力を育てる。 情報モラルについて考える。		

[] 各教科について、人権教育に関する目標を記載する。学習指導要領において人権に関する直接的な学習内容が示されている教科はその内容を反映させた目標(「個人の尊厳と人権の尊重」など)等を、他の教科においても、人権教育の趣旨に添った内容(「思いやりの心」「生命尊重」「国際理解」など)等を盛り込む。「確かな学力」、「基本的な生活習慣」、「自尊感情」、「自己表現力」、「想像力や共感的に理解する力」、「コミュニケーションの能力」、「人間関係を調整する能力」などの目標も、人権教育の目標である「[自分の大切さとともに他の者の大切さを認めること]とのかかわりから、捉えることができる。「道徳」の時間には、「生命尊重」、「公正」、「公平」、「自己を見つめる」などの内容に関わる学習を通じて、「自他の権利や生命を尊重」する感性や実践力を育成する。「特別活動」については、学級(HR)活動等において、生活上の諸問題の解決や望ましい人間関係の育成を図るとともに、児童会・生徒会活動や学校行事等を通じ学校生活の充実・発展を目指す。その際、体験的な活動が可能な内容にする。「総合的な学習の時間」については、教科横断的・総合的な課題、児童生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などを設定する。

個別的な人権課題への取組
男女が互いに尊重され協力する活動。 高齢者や障害のある人との交流。

【 】 学校の教育目標や地域の特色を踏まえた個別的な人権課題への取組について記載する。

教科外活動等		
生徒指導	教育相談	進路指導
生徒理解の 深化 人権尊重の 視点に立った 個別指導の 充実 健全な規範 意識の育成	問題傾向の 早期発見 個別的なカ ウンセリング の充実	キャリア教育 の充実 自己学習力 の育成 職場体験活 動の実施
【 】 生徒指導の取 組内容や生徒指 導を通じて身に 付けさせたい資 質・能力等を具 体化する。	【 】 教育相談の充 実のための視点 や具体的な取組 内容等を明確化 する。	【 】 進学指導・職 業指導の充実の ための視点や具 体的な取組内容 等を明確化す る。

家庭・地域・関係機関等との連携 / 校種間の連携	
家庭・地域・関係機関 等との連携	校種間の連携
学校における人権 教育の理解と啓発 PTA等の活動との 連携 地域の人権に関す る取り組みとの連携	校種間連絡会議 の定期的開催 交流学习の充実
【 】 家庭・地域への発信、 地域の人権啓発活動と の連携等を推進するため の視点や具体的な活動 内容を盛り込む。	【 】 校区内における一貫 した人権教育カリキュ ラムの編成、交流学 習の充実等のための 視点や具体的な取組 内容を盛り込む。

教職員研修
人権問題を学び人権意識・人権感覚の高揚に努める。 人権が尊重される学習活動づくり、人間関係づくり、環境づくりについての実践を交流する。 人権尊重の視点に立った学級経営、生徒指導の在り方についての事例研究を行う。 授業研究を通して、参加体験型学習の取り入れなど指導方法等の工夫改善を行う。

【 】 教員研修を企画・実施する際の留意点や重点的に取り上げたい課題等を踏まえて記載する。

(2) 年間指導計画

参考：年間指導計画充実のための留意点

年間指導計画は、全体計画に基づき、各年度に行う人権教育の指導内容・方法等を具体化した指導計画であり、当該年度における取組の全体像を具体的に把握し、共通認識をもって人権教育に取り組めるようにするための、大切な指針となるものである。

年間指導計画の策定は、全体計画の見直し等と並行して(又はその見直し結果等を踏まえて)、すべての教職員の参加・協力の下に行われる必要があり、一般的には、管理職及び人権教育担当部(担当者)が提示した方針に基づき、各学年単位で年間指導計画の案を検討した上で、これをとりまとめ、決定することとなる。

年間指導計画を作成する際には、下記の点に留意することが大切である。

年間指導計画充実のための留意点

児童生徒の発達段階を踏まえ、6年間・3年間で育てたい資質・能力を見据えた系統的な計画とする。その際、取り上げる人権課題の項目とともに人権週間における具体的な取組なども位置付ける。

全体計画に示されている各教科等の指導の目標・ねらいを受け、「人権教育とのかかわり」から洗い出す観点(例:「確かな学力」、「基本的な生活習慣」、「自尊感情」、「自己表現力」、「コミュニケーション能力」など)を明らかにする。

[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができる児童生徒の育成のため、次のような力や技能を総合的に培うことができるよう、関連のある教育活動との結びつきを考える。

- * 他人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどが分かるような想像力や共感的に理解する力
- * 考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い・分かり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能
- * 自分の要求を一方向的に主張するのではなく建設的な手法により他人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能

各教科では、学習内容や指導方法等から人権教育の目標と結びつく教育活動を見出す。その際、具体的な人権課題に関する学習内容(個別的な視点からの取組)を含む単元等、また、「法の下での平等」、「個人の尊重」、「生命尊重」などに関する学習内容(普遍的な視点からの取組)を含む単元等を設定する。

道徳の時間については、自己を見つめ、道徳的価値の自覚を深め、主体的に道徳的実践力を身に付けていくことができるよう、その内容項目として、「生命尊重」「公正・公平」等人間尊重の精神と「かかわり」の深い内容を設定する。

特別活動では、望ましい集団活動を通して、よりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。そのため、学級活動では、生活上の諸問題の解決や望ましい人間関係の育成に重点を置く。また、児童会・生徒会活動、クラブ活動、学校行事においても、学校生活の充実と発展に寄与する体験的な活動を設定する。

総合的な学習の時間では、そのねらいを踏まえ、横断的・総合的な課題、生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、人権教育との関連から学習活動を設定する。

年度ごとに、指導計画の評価・見直しを行う。

事例 2 : 年間指導計画の作成例

各学年における年間指導計画の作成例

〔平成 年度 年間指導計画（総括表）〕（略）

〔第1学年〕～〔第5学年〕（略）

〔第6学年〕

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国語	人権作文の作成						平和について					
社会	江戸時代						明治維新			15年にわたる戦争 暮らしと憲法 日本とつながりの深い国々		
算数	～通年；数を用いた論理的な思考力を養う											
理科	動物のからだ 環境と生活						からだのつくりとはたらき 自然の環境					
家庭	高齢者・障害者と家族											
図画工作	人権ポスターの作成											
音楽	世界の音楽に親しむ											
保健体育	健康な生活と病気の予防						変化する心と体			感染症について		
道徳	人権感覚とは 礼儀 公德心			生命尊重 思いやり・親切			尊敬・感謝 公正・公平			障害者・高齢者の理解		
特別活動	テーマ；「ふれあいを通して学ぶ」											
学級活動	最上級生になって なかまづくり 障害者理解のアンケート・話し合い 障害者の方との交流											
児童会活動	特別支援学校との交流											
クラブ活動	～通年；クラブの活動による異学年間の交流を促進する											
学校行事	文化祭（人権作文発表・ポスター展示、ユニセフ学習）											
総合的な学習の時間	特別支援学校との交流						高齢者施設の訪問					
家庭・地域との連携	人権作文コンクールへの応募						人権週間					

3 . 学校としての取組の点検・評価

参考：学校における人権教育の推進体制に関するチェックポイント

学校における人権教育の推進体制に関するチェックポイント

学校教育目標に、人権教育の推進に関する事項が示されている。

校長等管理職が人権教育の推進に指導力を発揮している。

人権教育の推進のための校内組織を整え、人権教育の目標を具体化するための計画的な運営を行っている。

人権教育の全体計画及び年間指導計画が作成されている。

すべての教職員が、人権教育の全体計画及び年間指導計画の見直し・策定に、いずれかの形で参加する体制が執られている。

人権教育の推進に関し、学校と家庭・地域、関係諸機関との連携・協議の場を設けている。

人権課題に対する理解を深めるための教職員研修が計画的に実施されている。

人権教育に関する理解と指導方法の改善のための教職員研修を行っている。

教職員の間で実践の交流・評価が行われている。

学習活動づくり、人間関係づくり、環境づくりに関する評価項目を設定し、実践の評価が次年度の取り組みに生かされている。

人権教育の取組の評価に当たり、保護者や学校評議員等、学校外の人々の意見・評価を反映している。

教育の中立性が保たれている。

事例3 : 点検・評価アンケートの項目(教員向け / 児童生徒向け / 保護者等向け)

点検・評価アンケートの項目例

【 教員向け 】

観 点	項 目 (例)
学年・学級経営	<p>人権教育の視点が学級経営目標の中に位置付けられている。</p> <p>児童生徒の不安や悩みを受け止める体制ができている。</p> <p>配慮や支援を要する児童生徒への支援について共通理解を図っている。</p> <p>言語環境及び教室環境の適正化を図り、偏見や差別意識が生まれることのない言葉づかいや掲示物等の指導をしている。</p>
教科等指導	<p>人権についての知的理解を深める指導を推進している。</p> <p>人権感覚を育成する指導を推進している。</p> <p>人権教育の視点に立った各教科等の指導目標や年間指導計画が作成されている。</p> <p>道徳の時間や学級活動の時間で、人権に関する内容を計画的に指導している。</p> <p>様々な人権課題を身近な生活と結びつけて理解できるようにするための教材の工夫を行っている。</p> <p>人権教育の指導を進めるに当たり、協力的・参加的な学習を取り入れる、体験活動や交流活動を多様に組み入れるなど、指導方法の工夫を行っている。</p> <p>人権を尊重し支え合う集団づくり(人間関係づくり)に取り組んでいる。</p> <p>集団活動において、児童生徒が、互いのよさを認め合い協力するとともに、自己を生かすことのできる場や機会を適切に設けている。</p> <p>学習内容が定着していない児童生徒や支援を必要とする児童生徒に適切な支援を行っている。</p>
生徒指導、教育相談、進路指導	<p>積極的生徒指導の視点に立って、相互に人権を尊重し、支え合う人間関係づくりを援助している。</p> <p>いじめ等の実態を的確に把握し、課題解決を図るための校内組織を整備している。</p> <p>児童生徒理解については、受け身の姿勢だけでなく、一人一人の性格や抱える問題等を積極的に理解・把握するための取組を、日頃から行っているか。</p> <p>児童生徒が自他のよさを理解し、将来への目標と希望を持って生きることができるよう指導・援助している。</p> <p>自己の進路や生き方について考える機会を設けている。</p> <p>人権教育の視点から進路指導の目標が立てられている。</p>
連携の取組	<p>人権教育の全体計画及び年間指導計画の中に、家庭・地域との連携に関する取組が組み入れられている。</p> <p>PTA組織や学校評議員等を活用して、人権教育に関する意見や要望等を的確に把握し、日々の教育活動に反映している。</p> <p>家庭訪問等の機会をとらえて、家庭や地域の意識・関心・要望や児童生徒の実態を的確に把握し、教育活動に反映させている。</p> <p>人権教育に関する連携に限らず、家庭や地域と連携した取組を日頃から積極的に進め、相互の信頼醸成に努めている。</p> <p>人権学習に取り組むに当たって、地域や保護者の協力を得ている。</p> <p>人権教育の指導に当たり、地域の人材を活用した授業や、保護者参画型の授業等の工夫を行っている。</p> <p>人権教育の年間の活動の中に、家庭や地域との連携事業等を組み入れている。</p>

	<p>PTAによる研修会や役員会、担任による家庭訪問等の機会をとらえて、保護者に対する計画的な啓発がなされている。</p> <p>授業参観等の機会をとらえ、教科等の学習において人権に関わる主題を取り上げてこれを公開したり、学年・学級懇談会等で、学校の取組を説明して意見交換を行うなど、人権教育についての理解を図っている。</p> <p>人権学習について保護者に対する説明責任を十分に果たしている。</p> <p>人権教育の取組の様子や成果を、「学校(園・学級)だより」や「PTAだより」等を通して、家庭や地域に発信する機会を設けている。</p>
関係機関等との連携	<p>関係機関等と連携した人権教育の取組を年間指導計画の中に組み入れている。</p> <p>関係機関が開催する人権啓発イベント等への参加や、関係機関が作成する啓発資料の利用・周知などを、積極的に行っている。</p>
校種間の連携	<p>校種間の協議の場を通して、人権教育の教育課程の編成等に関し、長期的な観点から検討・調整を行い、その結果を各学校の年間指導計画等に反映している。</p> <p>校種間交流の取組など、複数校種の連携による人権教育の活動を行っている。</p>

【 児童生徒向け 】

観 点	項 目 (例)
自分自身について	<p>自分のよいところを知っている(気付いている)。</p> <p>友だちのよいところに学ぶことがある。</p> <p>先生や家の人のおよいところに学ぶことがある。</p> <p>学級のみんな(や部活動のメンバー)と協力し合っている。</p> <p>問題が起こったとき、みんなで話し合っ解決している。</p> <p>周りに困っている人がいたら助ける。</p> <p>自分が困っている時は周りの支援を求める。</p> <p>自分のことを大切にして生活している。</p> <p>自分と同じように、相手のことを大切にしてる。</p> <p>人の気持ちがわかる人間になりたい。</p>
人権の理解	<p>人間は、誰でもいきいきと生活できるはずだと思う。</p> <p>考えや感じ方には、人それぞれ違いがあってよいと思う。</p> <p>他人の人権を侵害する行為(相手のいやがること)は、どんな理由があっても行ってはならないと思う。</p> <p>人権の大切さについては、憲法などの法律にも示されていることを知っている。</p>
社会的な行動	<p>自分の考えや気持ちを、友だちや先生によく話している。</p> <p>勉強などのとき、友だちや先生の話をよく聞いている。</p> <p>誰かがつらい(悲しい)思いをしているとき、一緒に考えるようにしている。</p> <p>誰かがいじめ(や人権侵害)受けているとき、それを止めるようにしている。</p> <p>友だち同士の間で問題が起きたときに、それに向き合っ話し合うようにしている。</p> <p>相手と対立したとき、互いの立場を尊重して解決しようとしている。</p> <p>地域や社会の活動に協力し、よりよい社会づくりに参加したい。</p>
体験の事実等	<p>誰かからしてもらったことで、とてもうれしかったことがある。</p> <p>自分が誰かにしている(した)ことで、その人に喜ばれている(喜ばれた)ことがある。</p> <p>自分のしている(した)ことで、地域や社会に役立っている(役立った)ことがある。</p> <p>友だちに何でも相談できる。</p> <p>友だちは、がんばったことを認めてくれる。</p> <p>友だちとよく遊ぶ。</p> <p>友だちが間違っていたら注意する。</p> <p>自分の大切さや他人への思いやりについて考えている。</p>

	<p>今している勉強は将来に役立つと思う。</p> <p>大人になったときの夢や仕事について考えることがある。</p> <p>地域の行事に積極的に参加している。</p>
学校について	<p>学校で、友だちに会うのは楽しい。</p> <p>学校で好きな授業がある。</p> <p>学校の勉強はよくわかる。</p> <p>学校で楽しみにしている活動がある。</p> <p>学校に行きたくないことがある。</p> <p>学校は、悩みをごとや相談ごとをよくきいてくれると思う。</p> <p>学校は、もめごとなど私たちが困っていることについてよく助けてくれると思う。</p> <p>学校は、努力したことを認めてくれると思う。</p> <p>学校では、間違っただけを納得いくように話してくれていると思う。</p> <p>学校で、地域の人々の活躍や家族からの話を聞いたりすることがある。</p>

【 保護者等向け 】

観 点	項 目 (例)
子どもについて	<p>子どもは、学校に楽しく通っている。</p> <p>子どもは、学校生活の様子を家庭で話している。</p> <p>子どもの考えや話をよく聴くように心がけている。</p> <p>子どもの生き方や将来を親子で話し合うことがある。</p> <p>子どものよさ、努力(がんばり)、可能性を大切にしている。</p>
家庭の取組等について	<p>授業参観や運動会などの行事には積極的に参加している。</p> <p>学校だよりなどの配布物にはよく目を通して見ている。</p> <p>家庭や地域で問題が起こったとき、学校にも相談している。</p> <p>家庭の教育方針を学校にも伝え理解を求めている。</p> <p>子どもの教育に関する学校からの要請を踏まえ、家庭や地域で実現しようとしている。</p>
学校の取組について	<p>学校は、家庭や地域に対し、自校の教育の方針や内容を十分説明していると思う。</p> <p>学校の教育の方針や内容については、よく理解している。</p> <p>学校は、人権教育の活動に関する計画や実施状況等について、わかりやすく伝えていていると思う。</p> <p>学校で取り組んでいる人権学習の様子については、子どもからよく聞いている。</p> <p>学校(教師)は、子どものよさを大切にしていると思う。</p> <p>学校は、子どもをよく理解していると思う。</p> <p>学校は、子どもの努力や能力を適切・公平に評価していると思う。</p> <p>学校は、子どもの間違っただけの行動に対し適切に指導していると思う。</p> <p>学校は、子どもや保護者の相談事によく対応していると思う。</p> <p>学校は、問題が生じたとき迅速に対応していると思う。</p> <p>学校は、いじめを許さない学校・学級づくりに積極的に取り組んでいると思う。</p> <p>学校は、地域の人々や保護者に対する人権啓発を積極的に行っていると思う。</p> <p>学校は、子育て等の教育相談に気軽に応じてくれると思う。</p> <p>学校は、保護者や地域の要請に応えようと努力していると思う。</p> <p>学校は、地域人材や保護者の教育活動への参加を積極的に促していると思う。</p>

4 . 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携

(1) 家庭・地域との連携の取組

参考：家庭・地域との連携推進のポイントと様々な推進方策

人権教育を効果的に進めるため、家庭・地域との連携に積極的に取り組むことが大切である。

学校における人権教育の取組を家庭や地域等でも肯定的に理解してもらい、協力や支援を得るためには、日頃からの信頼関係を築くことが重要であり、適切な情報発信等の取組により、連携の基盤を整備する必要がある。

連携の方策については様々なものが考えられるが、各学校等においては、それぞれの地域の実情等に応じ、適切な方法を選び、連携の推進に努めていくことが求められる。

家庭・地域との連携推進のためのポイント（例）

年間指導計画等の立案に当たっての意見聴取や、人権学習の事前・事中・事後における意識調査などにより、児童生徒だけでなく保護者の意向・意識を常に把握し、適切に反映させながら、人権教育の取組の推進を図る。

家庭訪問などを通じ、児童生徒の家庭や地域での生活実態と生活実感を把握しておく（その際、個人のプライバシー等への配慮が必要）。

地域の人材を活用した授業や、保護者参加型の授業など、授業等における連携の取組を進める。

授業参観等の機会をとらえ、教科等の学習において人権に関わる主題を取り上げてこれを公開したり、学年・学級懇談会等で、学校の取組を説明して意見交換を行ったりするなど、人権教育に関する保護者の理解増進を図る。

学校だより等を通じ、日頃から、人権教育の活動の様子や成果を保護者や地域の人々に伝え、学校の取組への理解を広める。

例えば、地域の教育力と学校教育のネットワークによる「人権フェスタ」の開催など、それぞれの立場で一人一人の子どもを見つめ、育成する取組を推進する。

以上のような取組を通じ、人権を尊重しようとする意識を家庭や地域にも浸透させ、地域社会における人権感覚豊かな人間関係の形成を促進する。

家庭・地域との連携推進のための様々な方策（例）

連携の機会	連携推進の方策
日常 （通常の授業等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校だより、学級通信等の発行、ホームページへの情報掲載などにより、学校からの発信を進める。 ・ PTAの広報紙などを通じ、人権教育や人権問題への意識高揚を図る。 ・ 人権課題の解決に取り組む地域の人材をゲストティーチャーとして招き、生き方や人権に対する考え方を学ぶ。
学習発表会 授業参観・学校公開 学年・学級懇談会 PTA研修会 地区懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校区のフィールドワークを行い、まちづくりについての提案を行う。 ・ 子どもたちの作品を校内等に展示し、紹介する。 ・ 人権教育に関する学年・学級の取組について説明し、意見交換等を行う。 ・ 人権に関する講演会、ワークショップなどを開催する。 ・ 中学校区単位で、校区内の各学校・PTAの合同による研修会を実施する。 ・ 校区で子どもを中心としたまつりを開く（まつり・フェスティバル）。
家庭訪問 ----- 地域における取組 との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の家庭や地域での生活実態と生活実感を把握する。 ・ 市町村の人権教育・啓発関連事業とタイアップして取り組む。 ・ 市町村の国際交流イベント等に参加する。 ・ 人権・福祉関係のポスター、標語、作文等の募集に応募する。

《視点》中学校区を単位とする連携

中学校区等は、その区域内において、地域に根ざした住民のつながりを有しているところが多い。中学校区等の区割りは、一般に、自治会、町内会などの従来からの地域団体の区割りとも連関しており、中学校区の構成単位となる小学校区の範囲が、そのまま自治会等の範囲となっているところも少なくない。また、比較的人口規模の大きな地域においても、複数の中学校区等の中で連絡調整のための協議会が機能し、子どもの健全育成をはじめとした地域の課題に共同で取り組んだり、年間行事での連携が行われたりしているところが少ない。

このように、学校と家庭・地域の連携、学校間の連携に当たり、中学校区等を基本的な単位として取り組むことも、一つの方法として考慮することが適当であり、教育委員会においては、こうした連携を支援する体制を整備していくことが望ましい。

【 中学校区等を単位とする連携の支援等の例 】

保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、PTA、自治会、青少年育成団体、子育てグループ、NPOなどの多様な機関・団体による「地域教育協議会」を各中学校区ごとに組織し、「子育て支援」、「児童生徒の問題行動への対応」、「障害者との共生のための支援活動」などの様々な取り組みを進めるとともに、校区が一体となった人権教育推進体制の基盤を整備する。

モデルとなる中学校区において、校区が一体となった人権教育推進体制の整備を進めるとともに、そこでの連携の実施方法等に関する情報をホームページ上で提供する。モデル校区内の学校の優れた取組の報告や、それらの取組を通じて作成された学習プログラムや教材等については、教育委員会で保存し、閲覧できるようにする。

事例4 : 地域の高齢者宅訪問の取組

1 目的と概要

地域の高齢者宅を訪問し、依頼のあった家事等の手伝いをしたり、高齢者と直接話したりする活動を通して、高齢者の生き方に出会い、そこから学ぶべきことが多くあること、お互いに社会を構成する一員であることの認識を深めるとともに、バリアフリーやユニバーサルデザイン、高齢者の人権等について理解を深めることができるようにする。

2 所要時間 / 教科等

長(事前・事後学習を含む) / 特別活動、総合的な学習の時間 等

3 準備するもの

依頼のあった家事等の手伝いに使用する道具

4 進め方

ガイダンス及びコース分け

コース別グループの編成

課題の設定及び活動計画の作成

事前学習・勉強会

例えば、高齢者が生きてきた時代についての学習など

活動準備(小グループ編成)

体験・交流活動

- ・ 小グループごとに高齢者宅を訪問し、笑顔で接して気持ちよくあいさつをする。
- ・ 依頼のあった家事等の手伝いを行う。(庭の草取り、窓の拭き掃除、障子の張り替え、ゴミ捨てなど) 奉仕の気持ちを持って積極的に、また、共に協力して行うように意識付けるとともに、判断や行動には責任が伴うことを理解させる。
- ・ 高齢者の方と会話をして、高齢者の方の生き方に学ぶ。
- ・ 活動を通して、高齢者の方がどのようなことに困っているかに気付き、課題を解決する方法や自分にできることはないかなどを考えさせる。
- ・ 活動や話の中での気付きなどをワークシートに記入し、お礼のあいさつをする。

事後学習(反省)

発信活動(再調査・研究活動)

5 留意点

- ・ 地域で自分をいかに生かすかという視点で学習を進めることにより、自ら具体的な課題を設定し、主体的に活動しようとする態度を身に付けさせる。
- ・ 自らが生活する地域で活動し、認められることにより、課題解決の達成感を持たせる。
- ・ 地域での活動を通じた課題解決学習での達成感を味わうことにより、自らの存在価値を認識し、協力して生きていこうとする意欲を高めさせる。
- ・ 「高齢者と自分」について、そのかわりを明らかにして、今後につなぐ工夫をする。

事例5 : 「あいさつの日」の実践を通じた家庭・地域との相互理解促進の取組

1 目的と概要

月に1度の「あいさつの日」を定め、学校・家庭・地域の関係各者が、それぞれの方法で「あいさつ運動」の取組を展開する。校区全体で、誰にでもできる共通実践を継続的に積み重ねることにより、学校・家庭・地域が協働して、人権教育を推進するための環境の下地をつくる。

2 「あいさつの日」におけるあいさつ運動の取組例

学校・家庭・地域のあいさつ運動

毎月第2金曜日をあいさつの日とする。週末(金曜日)に設定することにより「家庭の日」の取組へとつなげていく。

家庭(PTA連合協議会).....「朝のあいさつ」と「三步一声運動」

家族であいさつをかわし大人が玄関から三步出て、子どもが一角曲がるまで見送る。

学校(児童会・生徒会、教職員)...登校時の「あいさつ運動」

児童会・生徒会の当番児童生徒と教職員が校門前に立ち、登校してくる児童生徒とのあいさつ運動を行う。通学路上のあいさつについて、保護者や地域の方々の参加も求めていく。

地域(青少年団体)...駅頭での「あいさつ運動」

地域の駅頭に立ち、保護者や地域の人々に呼びかけるとともに「家庭の日」を周知・徹底し、家庭の果たす役割の重要性を訴える。学校のあいさつ運動にも参加する。

事例6：人権ポスター市内掲示の取組

1 目的と概要

児童生徒が制作したポスターを市民に広く見ってもらう活動を通して、

- ・ 学校から地域に向け、人権教育の成果を発信する。
- ・ 児童生徒自身が人権啓発の大切さを理解するとともに、人権学習の活動における有用感・達成感を味わう。
- ・ 地域の人々との協力による人権教育・啓発の取組を進め、相互の信頼を深める。

2 所要時間／教科等

中 / 図画工作・美術・芸術、特別活動 等

3 進め方

6月	オリエンテーション
7～9月	人権ポスターの制作
9月	市内掲示用ポスターの選定 [教職員・児童生徒代表]
10月	「人権ポスターに込めた思い」発表会 市内掲示の準備(班編制、役割分担、掲示場所等の決定。ポスター説明文等の作成。)
11～12月	人権ポスターの市内掲示 [教職員・学級]
12月	人権ポスターの回収
1月	掲示協力者(商店主等)との意見交換会(全校人権集会)

4 留意点

- ・ 自校の人権教育の意義・目的・内容等について地域社会に対して説明責任を果たすことの意義について、全教職員間で、十分に共通認識を図っておく。
- ・ 各教科等のねらいとの関連を明確にするとともに、児童会・生徒会活動など児童生徒の自主的な活動と連動させたり、近隣の学校との共同事業化等を図ったりするなどにより、より一層効果的な取組になるよう工夫する。

(2) 関係機関との連携の取組

参考 : 関係機関との連携の例

学校における人権教育の充実を図る上では、大学や研究機関、市民団体など、関係機関との密接な連携を図ることが重要であり、児童生徒への指導や、教職員の研修等に際しこれらの機関の協力を得て、多様な教育・研修活動を積極的に展開していくことが期待される。

関係機関との連携の取組としては、例えば、福祉関係機関との交流活動をはじめとして、下のような活動が広く行われきており、児童生徒の人権感覚の育成等においても、大きな効果を上げているところである。

関係機関との連携の例

活 動	形 態 ・ 内 容
福祉体験の取組	県の社会福祉協議会やボランティア団体、地域の福祉施設の協力を得て、模擬福祉体験等の活動を行う。
ボランティア活動	社会福祉協議会等と連携し、夏季・冬季休業期間等を利用して、福祉施設での「ふれあい弁当作り」や、保育所での「お泊り保育」の手伝いを行ったり、地域のボランティア団体と協力して、「駅周辺クリーンアップ作戦」(清掃活動)への参加など、活動を行う。
生き方に触れる講演会の開催	「ふるさと先生講演会」として、地域の有識者や助産師、大学教員などを招き、「命の大切さ」、「人の権利」などのテーマについて話を聞くとともに、講演を聞いた感想の発表会を後日開催する。 講演会については、保護者や地域の人々にも参加を呼びかける。

事例7：福祉関係施設等における交流・ボランティア体験の取組

1 目的と概要

人と人とのつながりを広げ、人権感覚を育成するための取組として、福祉施設等の訪問による交流活動・ボランティア活動を進める。障害者や高齢者、幼児・児童等との交流を通して、誰にとっても住みよい地域にするため必要なことについて考えさせるとともに、ボランティア体験を通して実践的態度を育む。

訪問に先立ち、施設の関係者やボランティア経験者等の協力を得て、例えば、車椅子体験等の活動や、点字や手話についての学習など、訪問先に応じた事前学習を行うことにより、訪問の効果を一層高めることができる。

2 所要時間/教科等

長(事前・事後学習を含む) / 総合的な学習の時間、特別活動 等

3 準備

訪問に際し、コミュニケーションを豊かにするための技能(表現、表情など)や、ボランティア活動で直接必要となる技能(布絵本づくり、人形劇、手話、点字、紙芝居、絵本の読み聞かせなど)について知り、練習を行う。グループに分かれて実技講習を受ける。

4 進め方

ボランティアへの関心を高める(「ボランティア」って何だろう)

- ・ ボランティアについて調べ、ボランティア体験をした人の思いや期待に共感し、関心を高める。

福祉ボランティアの方から話を聞く。

- ・ 福祉ボランティアの方から、活動に対する思いや活動内容について、直接話を聞いて理解を深める。

訪問先を調べる

- ・ 高齢者施設、障害者施設、保育所・幼稚園など具体的な訪問先を決定し、施設について学習する。

訪問先で必要となる技能についての練習を行う。

- ・ 施設の関係者やボランティア経験者等の協力を得て、コミュニケーションの技能や、ボランティア活動で直接必要となる技能について、練習する。

施設を訪問し、ボランティア活動を行う。

- ・ 習得した技能や表現力を活用して施設の人々との交流を深め、心のつながりや互いの理解を深める。

活動を振り返り、ボランティア体験の意義について話し合う。

5 留意点

- ・ 訪問先となる施設等の状況を予め十分把握しておく。
- ・ 訪問先に合わせてボランティア活動等の内容を計画する。
- ・ 訪問先の人々の思いや願いを大切に、施設内での人々の生活に配慮した訪問計画とする。

(3) 校種間の連携の取組

参考：保・幼・小・中・高等学校間の連携

人権教育の推進に当たっては、異なる校種の学校間で、子どもの育ちと学びをつなぐために、各園・所、学校で何をどこまでする(できた)のか、どんな学習を積み上げていく(きた)のか等について、十分な確認と役割分担を行う必要がある。各園・所、学校が連携して、授業研究や全体計画・年間指導計画等の検討を行うことにより、指導内容の重複の調整、指導方法の改善が進むとともに、教職員の指導技術の向上が図られることが期待される。

また、学校における人権教育の活動の一環として、異年齢の児童生徒間の交流や、障害のある児童生徒との交流を深めるよう、校種間の交流活動を積極的に展開することは、大きな意義がある。

このような観点から、以下のポイント等も踏まえつつ、校種間の連携を推進することが重要である。

校種間連携の推進のポイント

連続性・体系性・発展性のある教育方針・教育目標の設定
9年、12年を見通したカリキュラムの作成
各校との交流会、授業参観・各校の研究発表大会等への積極的な参加
校種間の合同授業研究、合同職員会、情報交換会の実施
合同の取組等を実施していく上でのポイント
・子どもの実態と教育課題(学力・生活等)についての共通理解
・9年、12年を見通した系統性を保つための共通理解
・年間の指導内容や指導方法の共有化の検討
・校種間のギャップの実態に対する共通理解と課題解決に向けた方策の検討
特別支援学校(学級)との交流。

保、幼、小、中、高等学校間の連携の取組例

校種	具体的な活動例
保育所・幼稚園と小学校の連携	小学校における町探検の学習で保育所や幼稚園を訪問して一緒に遊ぶ、「手作りおもちゃで遊ぶ集会」に園児を招待して遊びを教える、小学校の教員が鉛筆の持ち方や勉強の仕方などについての出前授業を実施するなどの取組を行う。
小学校と中学校の連携	地域の人々の協力の下、近隣の児童生徒が公民館などで一緒に寝泊まりしながら学校へ通う「通学合宿」の取組を小・中学生合同で行う。高校生や社会人もサポーターとして参加する。 中学入学前の不安をなくし、中学への期待感を持たせるため、中学校の教員が小学校で出前授業を実施する。
幼稚園と中学校の連携	中学校の家庭科における保育実習の授業で、地域の保育所・幼稚園を訪問する。幼児と中学生との出会いの体験、遊びの体験を通して、相互の交流を深める。
小学校と高等学校の連携	小学生と高校生が一緒になって、地域の清掃活動を行い、互いに協力し合った感想等を発表し合う交流会を行う。

校種間連携のステップの例(交流から連携へ)

行事を通しての子どもの交流

- ・ クラブ見学、文化祭見学等

日常の活動の交流

- ・ 授業体験、遊びやゲームを中心とした交流

教職員合同研修

- ・ 子どもの実態交流、合同授業研究会等

年間を通しての連携

- ・ 合同遠足など、様々な年間行事における連携
- ・ 教員間の授業交流、カリキュラム検討委員会、合同進路説明会等

事例8：幼稚園を中心とした校種間の連携の取組

1 目的と概要

幼稚園を中心に、保育所、小学校、中学校、行政機関などと一体となって、幼児の将来を見通した様々な活動を実施し、地域ぐるみの子育てを推進する。

2 取組例

(1) 教員相互の交流

懇談会…… 校種間の連携協議会等の組織を活用して、子どもの学習や生活の実態について情報交換するとともに、子どもの育ちと人権に関する事項をテーマに協議を行う懇談会を定期的を開催する。

研究会…… 地域の幼稚園と保育所、小学校、中学校の教職員が定期的に集まり、学校種を通じた人権教育の在り方や、授業改善の方策等について研究協議を行う研究会を開催する。

(2) 園児の交流体験

保育所との交流…… 運動会や防災訓練などの機会をとらえ、保育所との相互交流の機会を設定する。多くの友だちと一緒に活動する楽しさ等に気付かせるとともに、教職員や保護者も積極的に参加して交流を深める。

小学校との交流…… 運動会、学芸会などの行事の訪問、学校見学、生活科における交流活動、プールの施設利用など、多様な機会を通じて、小学校との交流活動を行う。小学校以降の生活や学習の基盤を培うとともに、幼児・児童間の人間関係づくりを促進する。

中学校との交流…… 保育実習やボランティア活動等を通じて交流し、自分を大切に思う人が地域に多くいることを、幼児に実感させる。中学生には、園児から頼られる経験を通して、自己肯定感を醸成する。

3 留意点

- ・ 懇談会や研究会の機会を効果的に活用し、教職員間の相互理解を深める。
- ・ 交流相手となる児童生徒への親しい気持ちやあこがれの気持ちから、幼児にとっても、将来に対する肯定的な展望を実感できる機会となるようにする。
- ・ 幼児と児童生徒のそれぞれが、自他を大切にしたいという思いにつながるよう工夫する。

事例9：特別支援学校との交流の取組

1 目的と概要

特別支援学校との交流を通じて、一人一人に多様な行動や表現があることを認め、「共に生きる社会」についての意識や態度を養う。障害のある児童生徒と一緒に活動したり、特別支援学校の教員から話を聞いたり、家族の思いに触れたりしながら、人間は一人一人が個性を持った存在であることを知り、自他の違いを認め、お互いを尊重し合う態度、相手のことを深く理解しようとする態度を養う。

2 所要時間/教科等

中(事前・事後学習を含む) / 特別活動、音楽 等

3 準備と進め方

- ・ 事前に特別支援学校の校長及び担当教員等と、交流活動のねらいや活動内容を確認し、共同で計画を作成するなど、綿密に打合せを行うとともに、交流体験の前後には、双方が協力して事前指導、事後指導を行う。
- ・ 交流後に感想を書いて、各学校内で発表し、それらをまとめて交換するなど、交流体験の時間に止まらない活動に発展させていく。

【進め方】

- 1学期
 - ・ 養護学校について知っていること、知りたいことを出し合おう
 - ・ プールで遊ぼう
- 2学期
 - ・ 運動会を楽しもう(事前指導)
 - ・ 遊具施設で遊ぼう
 - ・ 校内音楽会への友情出演
 - ・ 特別支援学校の運動会等への自主参加
- 3学期
 - ・ 交流体験の感想の発表・交換
 - ・ お別れ交流会

4 留意点

- ・ 相手を思いやる態度、協力する態度、コミュニケーションや自己表現の技能を育てるため、自分から進んでかかわらせる場面、声かけをしたり遊んだりすることで相手との理解が深まることを学ばせる場面、違いを認めながら交流が深まるような場面など様々な交流場面を工夫する。
- ・ すべての人が「共に生きる」社会を実現していくという人権教育の目的について、教職員自身が十分認識しておく。